

平成 24 年度実施
法科大学院認証評価
評価報告書

新潟大学大学院実務法学研究科
実務法学専攻

平成 25 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について	1
I 認証評価結果	7
II 章ごとの評価	9
第 1 章 教育の理念及び目標	9
第 2 章 教育内容	10
第 3 章 教育方法	15
第 4 章 成績評価及び修了認定	17
第 5 章 教育内容等の改善措置	21
第 6 章 入学者選抜等	22
第 7 章 学生の支援体制	24
第 8 章 教員組織	26
第 9 章 管理運営等	29
第 10 章 施設、設備及び図書館等	30
第 11 章 自己点検及び評価等	32
<参 考>	35
i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	37
ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）	38
iii 自己評価書等	39

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した法科大学院認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）が、法科大学院を置く大学からの求めに応じて、法科大学院に対して実施する評価（以下「評価」という。）においては、我が国の法科大学院の教育等の水準の維持及び向上を図るとともに、その個性的で多様な発展に資することを目的としています。具体的には、次のことを実施します。

- (1) 法科大学院の教育活動等の質を保証するため、法科大学院を定期的に評価し、教育活動等の状況が評価基準に適合しているか否かの認定をすること。
- (2) 当該法科大学院の教育活動等の改善に役立てるため、法科大学院の教育活動等について多面的な評価を実施し、評価結果を当該法科大学院にフィードバックすること。
- (3) 法科大学院の活動について、広く国民の理解と支持が得られるよう支援及び促進していくため、法科大学院の教育活動等の状況を多面的に明らかにし、それを社会に示すこと。

2 評価のスケジュール

機構は、文部科学大臣から認証評価機関として認証されたことを受け、法科大学院を置く国・公・私立大学の関係者に対し、法科大学院認証評価の仕組み・方法についての説明会、自己評価書の作成方法などについて研修会を開催した上で、法科大学院を置く大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書の提出を受けた以降の評価のスケジュールについては、次のとおりです。

24年7月	書面調査の実施
8月	評価部会 ・基準ごとの判断の検討 ・指摘事項の検討 教員組織調査専門部会 ・授業科目と担当教員の教育研究業績等との適合性の調査
9月	評価部会 ・書面調査の分析結果の整理 運営連絡会議 ・書面調査による分析結果の審議・決定
10月～11月	訪問調査の実施
12月	運営連絡会議、評価部会 ・評価報告書原案の作成
25年1月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果（案）の取りまとめ 評価結果（案）を対象法科大学院を置く大学に通知
3月	運営連絡会議、評価委員会 ・評価結果の確定

3 法科大学院認証評価委員会委員及び専門委員（平成25年3月現在）

(1) 法科大学院認証評価委員会

磯部 力	國學院大學教授
磯村 保	早稲田大学教授
上田 廣一	上田廣一法律事務所弁護士
岡田 ヒロミ	消費生活専門相談員
岡部 謙治	教育文化協会理事長
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
久保井 一匡	久保井総合法律事務所弁護士
◎佐々木 毅	学習院大学教授
佐藤 國雄	前 ユネスコ・アジア文化センター理事長
潮見 佳男	京都大学教授
滝澤 正	上智大学長
武井 康年	広島総合法律会計事務所弁護士
龍岡 資晃	西総合法律事務所弁護士
○田中 成明	国際高等研究所副所長
棚村 政行	早稲田大学大学院法学研究科長
ダニエル・フット	東京大学教授
長谷部 恭男	東京大学教授
藤井 敏明	司法研修所教官
丸山 毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
三井 誠	同志社大学客員教授
村中 孝史	京都大学大学院法学研究科長
諸石 光熙	大江橋法律事務所弁護士
安永 正昭	同志社大学教授
山本 和彦	一橋大学教授
山本 眞一	桜美林大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 法科大学院認証評価委員会運営連絡会議

磯部 力	國學院大學教授
○磯村 保	早稲田大学教授
加藤 哲夫	早稲田大学教授
木村 光江	首都大学東京教授
潮見 佳男	京都大学教授
龍岡 資晃	西綜合法律事務所弁護士
◎田中 成明	国際高等研究所副所長
土井 真一	京都大学教授
中川 丈久	神戸大学教授
野坂 泰司	学習院大学大学院法務研究科長
長谷部 恭男	東京大学教授
三井 誠	同志社大学客員教授
山川 隆一	慶應義塾大学教授
山中 至	熊本大学理事・副学長
山本 和彦	一橋大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授
吉原 和志	東北大学教授

※ ◎は主査、○は副主査

(3) 法科大学院認証評価委員会評価部会

(第3部会)

今田 幸子	元 労働政策研究・研修機構統括研究員
◎木村 光江	首都大学東京教授
佐伯 祐二	同志社大学教授
長谷川 晃	北海道大学教授
初澤 由紀子	創価大学教授、慶應義塾大学教授
山根 祥利	山根法律総合事務所弁護士
○山本 克己	京都大学教授
吉田 克己	早稲田大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 法科大学院認証評価委員会教員組織調査専門部会

磯部力	國學院大學教授
○磯村保	早稲田大学教授
井上由里子	一橋大学教授
上原敏夫	明治大学教授
北村雅史	京都大学教授
小林哲也	小林総合法律事務所弁護士
佐藤隆之	東北大学法科大学院長
塩見淳	京都大学教授
道垣内正人	早稲田大学教授
野坂泰司	学習院大学大学院法務研究科長
服部高宏	京都大学教授
浜川清	法政大学教授
前田雅弘	京都大学教授
前田陽一	立教大学教授
丸山毅	法務省法務総合研究所総務企画部付
丸山雅夫	南山大学大学院法務研究科長
◎三井誠	同志社大学客員教授
村田涉	司法研修所教官
毛利透	京都大学教授
山川隆一	慶應義塾大学教授
山本和彦	一橋大学教授

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 章ごとの評価」において第1章から第11章のすべての基準を満たしている場合、当該法科大学院は、機構が定める法科大学院評価基準に適合していることを、満たしていない基準があれば、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、当該法科大学院は、機構が定める法科大学院評価基準に適合していること又は適合していないこと、及びその理由を記述しています。

さらに、指摘事項（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて掲げています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 章ごとの評価」では、章ごとに「1 評価」において、基準を満たしているかどうか、及びその「根拠理由」を明らかにしています。加えて、「2 指摘事項」において、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的を踏まえて、特に重要と思われる点（優れた点、特色ある点、留意すべき点、改善すべき点、是正を要する点）を指摘事項として抽出し、記述しています。

なお、指摘事項を抽出する際、以下の考え方を参考にしています。

- ・ 「優れた点」については、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、優れている取組と判断されるもの。
- ・ 「特色ある点」については、「優れた点」とまではいえませんが、特色ある取組であり、今後も継続して実施することが期待されるもの。
- ・ 「留意すべき点」については、「改善すべき点」とまではいえませんが、注意を促す必要があると判断されるもの。
- ・ 「改善すべき点」については、基準を満たしていないとまではいえませんが、法曹養成の基本理念や当該法科大学院の目的に照らして、改善すべきであると判断されるもの。
- ・ 「是正を要する点」については、基準を満たしておらず、速やかな是正が必要と判断されるもの。

(※ 評価結果の確定前に対象法科大学院に通知した評価結果（案）の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象法科大学院から提出された自己評価書の「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載するとともに、自己評価書等を掲載している機構ウェブサイトのアドレスを「iii 自己評価書等」に掲載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象法科大学院を置く大学に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象法科大学院すべての評価結果を取りまとめ、「平成24年度法科大学院認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻は、各基準の判断結果を総合的に考慮した結果、大学評価・学位授与機構が定める法科大学院評価基準に適合している。

ただし、当該法科大学院の教育活動等の状況においては、基準8-3-1を満たしておらず、速やかに是正される必要がある。

具体的な内容は、次のとおりである。

- 年間30単位を超える授業を担当する専任教員が4人おり、過重な負担となっているため、負担の一層の軽減を図る必要がある。【基準8-3-1】

当該法科大学院の主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 学術奨励及び経済支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。
- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。

当該法科大学院の特色ある点として、次のことが挙げられる。

- 北海学園大学法科大学院との合同FD会議の開催、韓国インハ大学法科大学院との交流協定締結に基づく研修や意見交換等が行われている。
- 当該法科大学院の修了者で司法試験を受験する者に対して「法務博士研究員」の制度を設け、ローライブラリー、法学部資料室、附属図書館や情報基盤センターが管理する学内のパソコンを利用できるなど、在籍学生とはほぼ同じ条件で施設の利用が認められている。

当該法科大学院の留意すべき点として、次のことが挙げられる。

- 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うようより一層努める必要がある。

当該法科大学院の主な改善すべき点として、次のことが挙げられる。

- 教員及び学生に公表されている「成績ランクの分布に関する一般的な方針」と異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、1授業科目において平常点が一律満点となっていることから、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 法学既修者認定試験問題が、法学部期末試験問題と関連・重複していないか確認するための体制がないため、組織としての体制を検討する必要がある。
- 法学既修者認定において、法学既修者認定試験科目に含まれていない基礎法学・隣接科目の2つの授業科目（各2単位で合計4単位）についても履修免除しており、合格者はこれらの知識を当然に有しているという解釈で履修免除を行うことは適切ではないため、法学既修者認定及び履修免除の在り方について改善する必要がある。
- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった5授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

- 試験答案の保管が一元的になされておらず、教員個人が各々の方法で保管するなど組織的な保管体制ができていないため、適切な方法で保管する必要がある。
- 1 授業科目において試験答案が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

Ⅱ 章ごとの評価

第1章 教育の理念及び目標

1 評価

第1章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

1-1-1 教育の理念及び目標が適切に設定され、かつ、明確に示されていること。

当該法科大学院の教育理念は、「21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも『地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る』法曹を養成するための高度専門教育を行うこと」として、教育目的は、「①専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成、②専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に即して具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成、③先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成、④新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成」として適切に設定され、当該法科大学院の教職員及び学生に周知されるとともに、ウェブサイト及びパンフレットを通じて広く社会に公表されている。

1-1-2 教育の理念及び目標が、当該法科大学院の教育を通じて、達成されていること。

当該法科大学院においては、教育理念及び教育目的に適った教育を実施するため、1年次は基礎的知識の習得・確認、体系的理解力の涵養、2年次は問題発見・処理能力の涵養、3年次は先端的な法領域に関する知識の習得、実務準備教育という年次別重点目標が設定され、それに対応した授業科目が配当されている。また、6人の弁護士を専任の実務家教員として採用し、さらに、2人の弁護士を客員教員として迎え入れるなど、法律実務基礎科目の充実に取り組んでいる。

これらの授業における成績評価はおおむね適切に実施され、修了認定もこのような成績評価の蓄積や進級制等を通じて行われている。修了者の活動状況としては、主に法律事務所、法テラス、裁判所等が挙げられる。

以上の内容を総合し、「第1章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第2章 教育内容

1 評価

第2章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

2-1-1：重点基準

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

当該法科大学院は、司法試験及び司法修習と有機的に連携された「プロセス」としての法曹養成のための中核的位置を占めるものであり、その教育課程は、法曹養成に特化した専門職大学院にふさわしい水準・内容・方法で理論的教育と実務的教育の架橋が段階的かつ完結的に行われるよう編成されている。すなわち、教育理念及び教育目的を効果的に実現するために、1年次は基礎的知識の習得・確認、体系的理解力の涵養、2年次は問題発見・処理能力の涵養、3年次は先端的な法領域に関する知識の習得、実務準備教育という年次別重点目標が設定され、それに対応した授業科目が配当されている。また、理論的教育と実務的教育の架橋となるよう、以下のことに留意し、カリキュラムを編成している。

- ・実務上の機能に着目して手続法との関係を理解させる。
- ・臨床的法学教育は、実務上の基礎的なスキルの修得だけでなく、地域住民のニーズを体感させるものとして全員に履修させる。
- ・「法廷実務家」の養成にとらわれず、企業や官公庁をはじめとする社会の各分野で十分な法的サービスを提供できる法曹の養成をも視野にいたしたカリキュラムを編成する。
- ・実務法曹にとって重要であるが、学習する機会の少ない関連分野に関して必要最小限度の専門知識の涵養を図るよう配慮する。

以上のように、法曹としての実務に必要な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう編成されている。

また、多様なバックグラウンドを備えた学生のニーズに応じて、学生一人一人にアドバイザー教員を配置し勉学上のアドバイスをする体制や、若手弁護士がアカデミック・アドバイザーとして各学生の個別的相談に応じる体制等がとられている。

2-1-2：重点基準

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

- (1) 法律基本科目
(憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)
- (2) 法律実務基礎科目
(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)
- (3) 基礎法学・隣接科目
(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)
- (4) 展開・先端科目
(応用的・先端的な法領域に関する科目、その他の実定法に関する多様な分野の科目であって、法律基本科目以外のものをいう。)

当該法科大学院の教育課程においては、(1) 法律基本科目として、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法の分野に係る授業科目、(2) 法律実務基礎科目として、法曹倫理、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、模擬裁判、クリニック、エクスターンシップ、公法系訴訟実務の基礎に係る授業科目、(3) 基礎法学・隣接科目として、授業科目「正義論」、「法社会学」、「経営実態論」、「現代政治」等、(4) 展開・先端科目として、市民法務に関する授業科目「市民生活と法Ⅰ」、「市民生活と法Ⅱ」、「医療と法」、「生活環境と法」等、経営法務に関する授業科目「倒産処理法Ⅰ」、「倒産処理法Ⅱ」、「企業経営と法」、「経済法」等、自治体法務に関する授業科目「都市計画と法」、「地域研究」等、刑事法務に関する授業科目「少年非行と法」等がそれぞれ開設されている。

2-1-3：重点基準

各授業科目が適切な科目区分にしたがって開設されていること。

当該法科大学院の教育課程における各授業科目の教育内容は、以下のとおりとなっている。

- (1) 法律基本科目は、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の分野について、将来の法曹としての実務に共通して必要とされる基本分野を対象とする授業科目になっている。
- (2) 法律実務基礎科目は、授業科目「公法総合演習」の教育内容が公法系の法律基本科目の内容と部分的に重複しているものの、おおむね実務の経験を有する教員が関与するなど、法律基本科目等との連携のもとに、法律実務に携わることへの導入を行うにふさわしい授業科目になっている。
- (3) 基礎法学・隣接科目は、授業科目「司法制度論」及び「法学の基礎」の教育内容が法学入門の内容にとどまっているものの、おおむね社会に生起する様々な問題に関心をもたせ、人間や社会の在り方に関する思索を深めることによって、法に対する理解の視野を拡げることに寄与する専門的な授業科目になっている。
- (4) 展開・先端科目は、授業科目「自治体法務」の教育内容が行政法系の法律基本科目の内容と部分的に重複しているものの、おおむね社会の多様な法的ニーズに応え、応用的・先端的な法領域について基礎的な理解を得させるために、実務との融合にも配慮しながら幅広くかつ高度の専門的教育を行う授業科目になっている。

2-1-4：重点基準

基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されていること。また、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、必修科目、選択必修科目及び選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

当該法科大学院においては、教育上の目的に応じた授業科目が開設されているとともに、必修科目、選択必修科目及び選択科目の分類が行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって配当されている。

2-1-5：重点基準

基準2-1-2(1)に定める法律基本科目については、次の各号に掲げる単位数の授業科目を必修科目として開設することを標準とし、標準単位数を超えて必修科目又は選択必修科目を開設する場合には、8単位増をもって必修総単位数の上限とする。ただし、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位を限度として必修とすることができる。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| (1) 公法系科目（憲法又は行政法に関する分野の科目をいう。） | 10 単位 |
| (2) 民事系科目（民法、商法又は民事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 32 単位 |
| (3) 刑事系科目（刑法又は刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。） | 12 単位 |

当該法科大学院においては、法律基本科目について、その必修総単位数が、公法系科目 10 単位、民事系科目 32 単位、刑事系科目 12 単位の合計 54 単位とされているほか、法学未修者1年次の法律基本科目の基礎的な学修を確保するものとして、法学未修者1年次に配当される法律基本科目については、別に6単位が必修とされている。

2-1-6：重点基準

(1) 基準2-1-2(2)に定める法律実務基礎科目については、次に掲げる授業科目が必修科目として開設されていること。

- ア 法曹としての責任感や倫理観を涵養することを内容とする授業科目（2単位）
- イ 要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）
- ウ 事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎を内容とする授業科目（2単位）

(2) (1)に掲げる必修科目6単位のほか、次に例示する内容の授業科目その他の法曹としての技能及び責任等を修得させるために適切な内容を有する授業科目のうち、4単位相当が必修又は選択必修とされていること。

ア 模擬裁判

(民事・刑事裁判過程の主要場面について、ロールプレイ等のシミュレーション方式によって学生に参加させ、裁判実務の基礎的技能を身に付けさせる教育内容)

イ ローヤリング

(依頼者との面接・相談・説得の技法や、交渉・調停・仲裁等のADR（裁判外紛争処理）の理論と実務を、ロールプレイをも取り入れて学ばせ、法律実務の基礎的技能を修得させる教育内容)

ウ クリニック

(弁護士の指導監督のもとに、法律相談、事件内容の予備的聴き取り、事案の整理、関係法令の調査、解決案の検討等を具体的事例に則して学ばせる教育内容)

エ エクスターンシップ

(法律事務所、企業法務部、官公庁法務部門等で行う研修)

オ 公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目

(行政訴訟を中心とする公法系の諸問題を含む訴訟について、公法系の法律基本科目の学修を踏まえつつ、紛争や訴訟の現場を意識させるための各種の書面を作成させ、種々の理論的問題、技術的問題が訴訟実務においてどのように現れるかを模擬的に理解することを通じて、公法系訴訟実務の基礎を修得させる教育内容)

(3) (1) アについては、「法曹倫理」などの授業科目名で独立の授業科目として開設されていること。また、他の授業科目の授業においても、法曹倫理に留意した教育が行われていること。

(4) 次に掲げる教育内容について指導が行われていること。ただし、これらの指導のために授業科目を開設し、単位を認定することは要しない。

ア 法情報調査

(法令、判例及び学説等の検索、並びに判例の意義及び読み方の学習等、法学を学ぶ上で必要な法情報の調査・分析に関する技法を修得させる教育内容)

イ 法文書作成

(法的文書(契約書・遺言書、法律意見書・調査報告書又は起訴状・訴状・準備書面等)の作成の基本的技能を、添削指導等により修得させる教育内容)

当該法科大学院においては、法律実務基礎科目について、法曹としての責任感や倫理観を涵養するための教育内容として、独立した授業科目「リーガルプロフェッション」(2単位)が必修科目として開設され、また、他の授業科目においてもこのことに留意した教育が行われている。

要件事実及び事実認定に関する基礎的な教育を含む民事訴訟実務の基礎として、授業科目「民事法総合演習」及び「裁判法務演習Ⅰ」(各2単位)が必修科目として開設され、事実認定に関する基礎的な教育を含む刑事訴訟実務の基礎として、授業科目「裁判法務演習Ⅱ」(2単位)が必修科目として開設されているほか、授業科目「刑事法総合演習」(2単位)が選択科目として開設されている。

また、模擬裁判は、授業科目「法務総合演習」(2単位)が必修科目として開設され、クリニックは授業科目「リーガルクリニックⅡ」、エクスターンシップは授業科目「リーガルクリニックⅠ」(各2単位)が選択必修科目として開設され、公法系訴訟実務の基礎を内容とする授業科目は「公法総合演習」(2単位)が選択科目として開設され、法曹としての技能及び責任等を修得するために適切な内容を有する授業科目4単位を修得するものとされている。

法情報調査は、法学未修者に対しては、必修科目である授業科目「法学の基礎」の中で指導が行われているほか、新入生ガイダンス等の中で法学既修者を含む全員に指導が行われている。法文書作成は、主として臨床法学教育科目である授業科目「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」のほか、必修科目である授業科目「裁判法務演習Ⅰ」、「裁判法務演習Ⅱ」、「法務総合演習」の中で指導が行われている。

これら法律実務基礎科目の授業内容を定め、またそれを実施するに当たっては、研究者教員と実務家教員が協議して、講義内容・提出課題の検討を行っているほか、起案を課した場合には、それを全員で共有し、学生の理解状況について検討している。また、3年次学生に対して、研究者教員と実務家教員が同席

して学生の個別面接を行い、修了までに学生が克服すべき課題を示すとともに、面接結果を踏まえた法律実務基礎科目の教授方法について意見を交換しているなど、実務家教員と研究者教員による協力が行われている。

2-1-7：重点基準

基準2-1-2（3）に定める基礎法学・隣接科目については、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うために十分な数の授業科目が開設され、そのうち、4単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、基礎法学・隣接科目について、学生がそれぞれの関心に応じて効果的な履修を行うに足る数の授業科目が開設され、そのうち8単位が必修とされている。

2-1-8：重点基準

基準2-1-2（4）に定める展開・先端科目については、各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち、12単位以上が必修又は選択必修とされていること。

当該法科大学院においては、展開・先端科目について、養成しようとする法曹像に適った内容を有する十分な数の授業科目が開設され、そのうち12単位が必修又は選択必修とされている。

2-1-9：重点基準

各授業科目における授業時間等が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切に設定されていること。

当該法科大学院の各授業科目における、授業時間等の設定は、単位数との関係において、大学設置基準第21条（単位）、第22条（1年間の授業期間）及び第23条（各授業科目の授業期間）の規定に適合している。

以上の内容を総合し、「第2章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 法律実務基礎科目に配置されている授業科目「公法総合演習」について、教育内容が公法系の法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、法律実務基礎科目として開設されている趣旨が反映されるよう教育内容の改善を図る必要がある。
- 基礎法学・隣接科目に配置されている授業科目「司法制度論」及び「法学の基礎」について、実質的な教育内容が法学入門の内容にとどまっているため、教育内容を基礎法学・隣接科目に配置される授業科目にふさわしいものに改めるか、法律基本科目に配置する必要がある。
- 展開・先端科目に配置されている授業科目「自治体法務」について、教育内容が行政法系の法律基本科目の内容と部分的に重複しているため、展開・先端科目として開設されている趣旨が反映されるよう教育内容の改善を図る必要がある。

第3章 教育方法

1 評価

第3章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

3-1-1 法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

当該法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数は、この観点に適合する規模に維持されている。

なお、他専攻等の学生又は科目等履修生による当該法科大学院の授業科目の履修を可能とする制度は採用されていない。

3-1-2 法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

当該法科大学院においては、法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、講義・討論形式の授業に関しては50人が、演習形式による授業に関しては30人が標準とされている。

3-2-1 法科大学院における授業の実施に当たっては、次の各号を満たしていること。

- (1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。
- (2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。
- (3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

当該法科大学院における授業は、専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するためにふさわしい教材、具体的な事案、事件・記録を使用し、少人数による双方向的又は多方向的な討論を行うなど、授業科目の性質に応じた授業方法がとられている。

授業については、法律基本科目における1年次配当の授業科目において、講義・討論形式を中心とした授業が実施され、2年次以降に多く配当される演習形式の授業においては、主に事例研究という方法を取り、少人数による双方向的・多方向的な討論を行う授業が実施されている。また、法律基本科目以外の授業においても、密度の高い教育が行われている。

法律実務基礎科目の授業科目「リーガルクリニックⅠ」及び「リーガルクリニックⅡ」においては、参加学生による関連法令の遵守の確保のほか、守秘義務等に関する指導監督が行われている。さらに、当該法科大学院の教員が研修先の実務指導者との間の連絡を踏まえて研修学生を指導監督し、かつ、単位認定等の成績評価に責任をもつ体制が整備されており、単位認定を受ける学生は、研修先から報酬を受け取っ

ていない。

また、1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法が学生便覧、シラバスに記載されており、あらかじめ学生に周知されている。

授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるために、原則として法律基本科目、法律実務基礎科目等の必修科目を午前中に開講することで午後を予習・復習に充てることができるよう配慮されているほか、予習・復習項目を含む具体的な授業計画の事前周知、自習室やローライブラリーの設置等の措置が講じられている。

集中講義については、授業の履修に際して授業時間外の事前事後の学習に必要な時間が確保されるよう配慮されている。

3-3-1：重点基準

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

当該法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、授業時間外の事前事後の学習時間を十分に確保できるよう、1年次においては40単位（うち6単位は法学未修者1年次の法律基本科目を含む。）が上限とされており、2年次においては、36単位が上限とされている。在学の最終年次においては、それまでの履修実績や選択科目の履修可能性の拡大等を考慮し、40単位が上限とされている。

以上の内容を総合し、「第3章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第4章 成績評価及び修了認定

1 評価

第4章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

4-1-1：重点基準

学修の成果に係る評価（以下「成績評価」という。）が、各授業科目において適切に設定された達成度に照らして、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次の各号を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置が講じられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切に配慮されていること。
- (5) 再試験又は追試験を実施する場合には、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう特に配慮されていること。

当該法科大学院においては、成績評価について、相当数の授業科目で、教員及び学生に公表されている成績評価基準と異なる分布で成績評価が行われているものの、成績評価の基準の設定及び学生への周知、成績評価基準にしたがった成績評価を確保するための措置、成績評価の結果の学生への告知、期末試験の実施における配慮等がなされ、おおむね各授業科目において設定された達成度に照らし学生の能力及び資質を反映し得るものとして行われている。

成績評価の基準については、5段階評価とされ、成績のランク分け及び各ランクの分布の在り方に関する方針は「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」として設定されており、ガイダンス等での配付を通じて学生に周知されている。また、成績評価における考慮要素については、1授業科目において平常点が一律満点となっているものの、「質問および回答、小テスト（短答・論述）、レポート、宿題、期末試験（筆記・口頭）」とされており、これらは「成績評価のあり方等に関する申し合わせ」により、学生に周知されている。

当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われることを確保するための措置として、成績評価の方法についても記載した「シラバス入力ガイドライン」を教員に配付しているほか、各授業科目の成績評価に関するデータの教員間での共有・検討、学生による異議申立て制度の導入等が講じられている。

成績評価の結果については、出題意図、全体講評、評価方法、評価基準、成績分布等を記載した「成績評価情報」等必要な関連情報とともに学生に告知されている。

また、期末試験の採点の公平性及び厳格性を確保するという観点から、試験答案用紙における匿名性の確保、教科書やノート等の持ち込みの禁止等、期末試験における実施方法について配慮されており、追試験においても、受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されている。なお、再試験は不足単位を上限として、本人の願い出により、教授会の承認を経て年度末に行うこととされている。

4-1-2 一学年を終了するに当たって学修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下「進級制」という。）が原則として採用されていること。

当該法科大学院においては、一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（進級制）が採用されており、進級要件を満たさずに原級留置となった場合の取扱い等が明確にされ、これらはガイダンス及び学生便覧を通じて学生に周知されている。

4-2-1：重点基準

法科大学院の修了要件が、次の各号を満たしていること。

(1) 3年（3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院（他の専攻を含む。）において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

また、上記に定めるところにより、当該法科大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。）を当該法科大学院において修得したものとみなす場合であつて当該単位の修得により当該法科大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位（アのただし書により30単位を超えてみなす単位を除く。）を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

- | | |
|---------|------|
| ア 公法系科目 | 8単位 |
| イ 民事系科目 | 24単位 |

ウ 刑事系科目	10 単位
エ 法律実務基礎科目	10 単位
オ 基礎法学・隣接科目	4 単位
カ 展開・先端科目	12 単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、本号の修了要件単位数に算入しないことができる。

当該法科大学院における修了要件は、3年在籍し、102 単位を修得することとされている。

この場合において、教育上有益であるとの観点から、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、合計 30 単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができるとされている。

当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（法学既修者）については、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位、及び入学前に他の大学院において修得した単位と合わせて、36 単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこととされている。

各科目の修了要件単位数は、法律基本科目のうち公法系科目 10 単位、民事系科目 36 単位、刑事系科目 14 単位、法律実務基礎科目 12 単位、基礎法学・隣接科目 8 単位、展開・先端科目 12 単位のほか、選択科目から 10 単位を修得することとされている。

修了要件単位数全体に対する法律基本科目以外の科目に関する修了要件単位数の割合については、3分の1以上が確保されている。

4-2-2 修了の認定に必要な修得単位数は、102 単位が上限とされていること。ただし、基準2-1-5のただし書による単位数については、102 単位の上限を超えることができる。

当該法科大学院における修了の認定に必要な修得単位数は、上限として定められている単位数を超えていない。

4-3-1 法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、適切に法律科目試験が実施されるとともに、その他の教育上適切な方法がとられていること。

当該法科大学院の法学既修者の認定については、独自の法学既修者認定試験が実施されている。

法学既修者認定試験の実施に当たっては、法学既修者認定試験問題が、法学部期末試験問題と関連・重複していないか確認するための体制がないものの、試験問題・出題趣旨等の公開、「入学試験委員会」による出題内容の検討、採点時における匿名性の確保等の措置が講じられており、また、当該大学出身者の優先枠が設けられていないなど、おおむね当該大学出身の受験者と他大学出身の受験者との間で、出題及び採点において公平を保つことができるような措置が講じられている。

法学既修者認定試験は、憲法、民法、民事訴訟法、会社法、刑法、刑事訴訟法について論文試験が実施され、法科大学院統一適性試験、面接及び書類審査を総合し、合格した者を法学既修者として認定することとされている。

法学既修者に対しては、1年間の在学期間の短縮を認め、36 単位を修得したものとみなしている。この

36 単位については、法学既修者認定試験科目に含まれていない基礎法学・隣接科目の2つの授業科目（各2単位で合計4単位）についても履修免除しているものの、1年次の必修科目36単位に対応しており、在学期間の短縮は、修得したものとみなされる単位数との関係を適切に考慮したものとなっている。

以上の内容を総合し、「第4章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【改善すべき点】

- 教員及び学生に公表されている「成績ランクの分布に関する一般的な方針」と異なる分布で成績評価が行われているため、成績評価の在り方について、さらなる検討、改善を図る必要がある。
- 成績評価における考慮要素について、1授業科目において平常点が一律満点となっていることから、平常点の在り方に関する認識を教員間で共有する必要がある。
- 法学既修者認定試験問題が、法学部期末試験問題と関連・重複していないか確認するための体制がないため、組織としての体制を検討する必要がある。
- 法学既修者認定において、法学既修者認定試験科目に含まれていない基礎法学・隣接科目の2つの授業科目（各2単位で合計4単位）についても履修免除しており、合格者はこれらの知識を当然に有しているという解釈で履修免除を行うことは適切ではないため、法学既修者認定及び履修免除の在り方について改善する必要がある。

第5章 教育内容等の改善措置

1 評価

第5章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

5-1-1 教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

当該法科大学院においては、教育の内容及び方法の改善を図るため、「FD会議」において検討が、また、「学務委員会」において企画・実施・記録整理が行われており、その研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われている。

具体的には、実務家教員と研究者教員との協働授業による教員相互の研修・研究、学生による授業評価アンケートの実施、教員相互による授業参観等が行われているほか、北海学園大学法科大学院との合同FD会議の開催、韓国インハ大学法科大学院との交流協定締結に基づく研修や意見交換等が行われている。

以上の内容を総合し、「第5章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【特色ある点】

- 北海学園大学法科大学院との合同FD会議の開催、韓国インハ大学法科大学院との交流協定締結に基づく研修や意見交換等が行われている。

第6章 入学者選抜等

1 評価

第6章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

6-1-1 法科大学院は、公平性、開放性及び多様性の確保を前提として、各法科大学院の教育の理念及び目標に照らし、アドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。また、入学志願者に対して、これとともに必要な情報を事前に周知するよう努めていること。

当該法科大学院においては、アドミッション・ポリシーについて、公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、当該法科大学院が掲げる教育理念及び教育目的に照らし、「①『地域におけるリーガルサービスの拡充に貢献する意欲を持つと同時に、地域社会において生起する様々な法的問題を発見し、それを理論的に分析する能力（問題発見能力）を有する者』を入学者として求める。②大学において実定法学を履修した者だけでなく、他の学問分野を履修した者または社会人としての経験を有する者を広く受け入れ（入学者の概ね3分の1以上となることを目安とする）、多面的な視点で問題を考察できる法曹の養成を図る。」として設定され、ウェブサイト、学生募集要項及びパンフレットを通じて公表されている。また、入学志願者に対して、教育理念及び教育目的や入学者選抜の方法等の必要な情報についても、ウェブサイト、パンフレットを通じて事前に周知されている。

6-1-2 法科大学院には、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務（法学既修者の認定に係る業務を含む。）を行うための責任ある体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、入学者の適性及び能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制として、教授会で承認された「入試総括」、「学務委員長」、「入試総括」が指名した「出題委員」及び「採点委員」で構成される「入試委員会」が置かれている。

6-1-3 各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されていること。

当該法科大学院においては、当該大学出身者に対する優先枠を設けるなどの優遇措置が講じられていないとともに、入学者選抜における選考方法、過去の入試状況（入試問題、合格者数、入学者内訳）が公表されており、また、身体に障がいがある者に対しては、学生募集要項を通じて事前相談に係る内容が告知され、等しく受験の機会が確保されているなど、アドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜における公平性及び開放性が確保されている。

6-1-4：重点基準

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、法科大学院統一適性試験を用いて、履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が適確かつ客観的に評価されており、平成25年度入学試験からは、面接及び書類審査のほか、法学未修者については小論文（A日程）又は法科大学院統一適性

試験（第4部）の採点結果（B日程）を、法学既修者については、法律科目試験（論文式）を課すことにより、当該法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されている。

6-1-5 入学者選抜に当たっては、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるために、志願理由書や任意提出書類の内容に基づいた面接試験を行うことによって、大学等の在学者については、学業成績以外にも多様な学識及び課外活動等の実績を、また、社会人等については、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう努めている。

入学者について、法学関係以外の学部出身者又は実務等の経験を有する者の割合は、平成20年度は約35%、平成21年度は約37%、平成22年度は約27%、平成23年度は約23%、平成24年度は0%となっている。

6-2-1 法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回ることはないよう努めていること。また、在籍者数が収容定員を上回った場合には、この状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。

当該法科大学院における在籍者数は69人であり、収容定員105人を上回っていない。

6-2-2 入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

当該法科大学院においては、入学試験の試験回数を増加するなど、入学者数が入学定員と乖離しないよう努めている。

6-2-3：重点基準

在籍者数、入学者選抜における競争倍率、専任教員数、修了者の進路及び活動状況等を総合的に考慮し、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組が適宜行われていること。

当該法科大学院においては、平成24年度入学者の入学者選抜における競争倍率が2倍を下回っているものの、在籍者数（入学定員充足率等を含む）、入学者選抜における競争倍率、修了者の進路及び活動状況を考慮した上で、平成22年度入学者選抜から入学定員の変更（60人から35人に削減）が、平成23年度入学者選抜から募集回数の変更（1回から2回へ増加）が行われており、また、平成25年度入学者選抜からは小論文試験に代えて法科大学院統一適性試験第4部を採点対象とする方式が導入されているなど、入学定員の見直しを含む入学者選抜の改善への取組がなされている。

以上の内容を総合し、「第6章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第7章 学生の支援体制

1 評価

第7章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

7-1-1 各法科大学院の教育の理念及び目標に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学習支援の体制が十分に整備されていること。

当該法科大学院においては、教育理念及び教育目的に照らして、学生が課程の履修に専念して教育課程上の成果を上げることができるよう、学年別ガイダンスの実施、アドバイザー制度の導入、「学務委員会」と学生との定例懇談会の開催等によって、学習支援の体制が整備されているほか、入学者に対しては、学期開始当初から学習が適切に行われるよう、入学前・入学時の各種履修ガイダンスが実施されるなど、学習支援の配慮がなされている。

法学未修者に対して、1年次に配当される法律基本科目の学習が適切に行われるよう、憲法、民法、刑法の導入授業を実施し、当該基本科目の概要、カリキュラム上の位置付けと授業の進め方、当該基本科目の学習方法等について担当教員が説明・講義を行うなど、学習支援において特段の配慮がなされている。

また、オフィスアワーが有効に活用できるよう、各教員のオフィスアワーの曜日・時間帯、面談時間等について、新年度のガイダンスの際に紙媒体で配布し、また、「TKC法科大学院教育研究支援システム」にも掲載し学生に周知されている。

このほか、新潟県弁護士会の協力のもと、修了者等を中心とする若手弁護士が、広く学習方法や法曹の仕事等に関する学生の相談に応じるアカデミック・アドバイザー制度があり、教育補助者による学習支援体制の整備に努めている。

7-2-1 学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び学生生活に関する支援体制の整備に努めていること。

当該法科大学院においては、学生の経済的支援について、独立行政法人日本学生支援機構による奨学金に関する情報の提供がなされるとともに、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予制度、「新潟大学修学応援特別奨学金」、「新潟大学修学支援貸与金制度」が整備されているほか、当該法科大学院独自の貸与型奨学金として「新潟大学大学院実務法学研究科奨学金」制度が整備されている。

学生生活に関する支援については、医師・カウンセラーが配置されている「保健管理センター」、進路相談に関する「新潟大学キャリアセンター」、学生相談員、セクシュアル・ハラスメント相談員、学生支援相談ルーム、学生なんでも相談窓口を整備しているほか、法科大学院として、「セクシュアルハラスメント防止・対策委員会」を設置するなど、必要な相談・助言体制が整備されている。

7-3-1 身体に障害のある学生に対して、次の各号に掲げる支援体制の整備に努めていること。

- (1) 修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充実。
- (2) 修学上の支援、実習上の特別措置。

当該法科大学院においては、身体に障がいのある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備として、点字ブロック、障がい者用駐車スペース、障がい者用トイレ等整備充実が努めている。

身体に障がいのある学生が入学した際には、学務委員長をその責任者として、「学務委員会」が中心となり、速やかに障がいの種類・程度に応じた修学上の支援（行動の補助者、TAやノートテイカーの配置等）や特別措置を講じる予定であり、配慮に努めている。

7-4-1 学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、適切な相談窓口を設置するなどにより、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

当該法科大学院においては、「新潟大学キャリアセンター」において、キャリア教育、情報提供、進路相談、各種支援行事の開催を中心としたキャリア形成支援を行っているほか、学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるよう、法科大学院協会の「修了生職域委員会」への参加、就職支援サイト「ジュリナビ」への参加等、学生の職業支援に努めている。

以上の内容を総合し、「第7章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 学術奨励及び経済支援を目的とする当該法科大学院独自の奨学金制度が整備されている。

第8章 教員組織

1 評価

第8章の基準のうち、基準8-3-1を満たしていない。

【根拠理由】

8-1-1：重点基準

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、教員組織について、学生数の規模に応じ、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに専任教員が配置されるなど、教育上必要な教員が配置されている。

ただし、担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった5授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

8-1-2：重点基準

基準8-1-1に定める教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

当該法科大学院においては、専攻分野について、教育上・研究上の業績を有する者、又は特に優れた知識及び経験を有する者で、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として配置されている。

8-1-3 教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の採用及び昇任に関して、「学系教授会議」及び「新潟大学全学教員定員調整委員会」の承認を得た上で設置された「選考委員会」で審査を行い、「学系教授会議」で決定する方法がとられている。

また、兼任教員の採用については、「新潟大学非常勤講師任用審査委員会」が審査を行うこととなっており、兼任教員については、各部局の申請に基づき、「学系教授会議」の審査によって決定することとされているなど、当該法科大学院における教育を担当するにふさわしい教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されている。

8-2-1：重点基準

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員数について、専門職大学院設置基準において、専任教員12人、そのうち半数以上が原則として教授であることが求められているところ、現員数については、教育理念及び教育目的を実現するため、基準で必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。

8-2-2：重点基準

法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く。）が置かれていること。

当該法科大学院においては、法律基本科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法及び刑事訴訟法）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が配置されている。

8-2-3 専任教員の科目別配置等のバランスが適正であり、かつ、教育上主要と認められる授業科目については、原則として専任教員が置かれており、そのうち必修科目については、おおむね7割以上が専任教員によって担当されていること。

当該法科大学院においては、専任教員の科目別配置等について、法律基本科目だけでなく、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のそれぞれに一定数の専任教員が配置されており、年齢構成についても著しい偏りがなく、30歳代から60歳代までバランスがとれている。

また、当該法科大学院においては、教育上主要と認められる授業科目は、必修科目及び選択必修科目であり、そのうち必修科目の授業は、ほぼすべてが専任教員によって担当されている。

8-2-4：重点基準

基準8-2-1に定める専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

当該法科大学院においては、実務経験と高度な実務能力を有する教員について、専門職大学院設置基準で必要とされる数を超える人数の専任教員がその実務経験に関連した授業科目を担当するよう配置され、全員8年以上の実務経験を有する者である。

8-2-5 基準8-2-4に定める実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

当該法科大学院においては、配置されている実務家専任教員のうち、専門職大学院設置基準で必要とされる数の3分の2以上が法曹としての実務の経験を有する者である。

8-3-1 法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

当該法科大学院においては、教員の授業負担について、年間 20 単位を超える専任教員が 13 人となっており、さらに、そのうち 4 人が 30 単位を超えており、適正な範囲内にとどめられていない。

8-3-2 法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

当該法科大学院においては、当該法科大学院の研究水準及び教育水準の向上を図ることを目的として、一定期間海外の大学又は研究機関等で専門分野の調査研究を行う在外研究制度が導入されている。また、制度は導入されていないが、平成 25 年度に研究専念期間を与える予定である。

8-3-3 法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、ローライブラリーの管理、「TKC法科大学院教育研究支援システム」の管理、インターネット使用上の教員・学生の相談への対応等を行う助手が 1 人配置されている。

以上の内容を総合し、「第 8 章の基準のうち、基準 8-3-1 を満たしていない。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専門職大学院設置基準において必要とされる専任教員数 12 人に対して、教育の理念及び教育目標を実現するため、その必要とされる数を相当数超えて専任教員が配置されている。

【改善すべき点】

- 担当教員の教育研究業績等との適合性が認められなかった 5 授業科目について、適切な教員を配置する必要がある。

【是正を要する点】

- 年間 30 単位を超える授業を担当する専任教員が 4 人おり、過重な負担となっているため、負担の一層の軽減を図る必要がある。

第9章 管理運営等

1 評価

第9章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

9-1-1 法科大学院における教育活動等を適切に実施するための独自の運営の仕組みとして、法科大学院の運営に関する重要事項を審議する会議（以下「法科大学院の運営に関する会議」という。）及び専任の長が置かれていること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために独自の仕組みを有しており、専任の長である実務法学研究科長が置かれている。

当該法科大学院の運営に関する重要事項を審議する組織としては、教授会が置かれている。教授会は、専任教員により構成されており、当該法科大学院の教育課程、教育方針、成績評価、修了認定及び入学者選抜等に関する重要事項について、審議・決定することとされている。

9-1-2 法科大学院の管理運営を行うために、法科大学院の設置形態及び規模等に応じて、適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

当該法科大学院においては、管理運営を行うために、「人文社会・教育科学系事務部」が組織され、庶務、会計を担当する職員が置かれているほか、当該法科大学院の学務事務のみを担当する「実務法学研究科学務係」が置かれている。

9-1-3 法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい財政的基礎を有していること。

当該法科大学院においては、教育活動等を適切に実施するために、設置者により当該法科大学院の運営に必要な経費が負担されており、教育活動等を実施するにふさわしい財政的基礎を有している。

また、予算の配分に当たっては、大学役員（学長・理事）と学系（学系長及び部局長）による協議・ヒアリングが定期的に行われており、設置者が当該法科大学院の運営に係る財政上の事項について意見を聴取する機会が設けられている。

以上の内容を総合し、「第9章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

特になし。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 評価

第10章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

10-1-1 法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室その他の施設が備えられていること。

当該法科大学院においては、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他法科大学院の運営に必要な種類、規模、質及び数の教室、演習室、自習室、図書館、教員室等の施設が整備されている。

教室、演習室については、授業を支障なく実施することができるよう整備されている。また、授業の効果的な実施に必要な設備及び機器として、講義室には、プロジェクター、スクリーン、ビデオデッキ・DVDプレーヤー等が配備されている。講義室を実習室（模擬法廷）として使用できるよう整備され、可動式の机といす、マイク、スピーカー等が配備されている。

学生の自習室については、当該法科大学院専用であり、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備されるとともに、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分なスペースと利用時間が確保されている。また、学生の学習の効果的な実施に必要な設備及び機器として、ロッカー、LANケーブル、プリンタ等が整備されているほか、施設利用に関するアンケートの結果をもとに、加湿空気清浄機を設置するなど、学生の要望に応じた整備も行われている。

さらに、ソフトウェアの面では、自習室等からパソコンを利用して法令集・判例集の検索・閲覧を行うことのできる「TKC法科大学院教育研究支援システム」及び「LLI統合型法律情報システム」等を利用できる環境が整備されている。

図書館については、ローライブラリー、法学部資料室、新潟大学附属図書館本館が整備されている。新潟大学附属図書館本館は、当該法科大学院が専用とする施設ではないが、当該法科大学院が管理運営に参画しており、教育及び研究その他の業務に支障なく使用されている。ローライブラリーは、当該法科大学院の学生が優先的に利用できる資料室となっており、学生が自由に貸出・返却ができるコンピュータによる自動貸出システムがあるとともに、法科大学院教育に必要不可欠な基本的文献・資料が備えられ、学生の要望に応じた図書も購入も行われており、管理・維持がなされているとともに、必要な設備及び機器として、パソコン、印刷複合機等が整備されている。また、法律学及び法情報調査に関する基本的素養を備えた助手1人が配置されている。

さらに、自習室はローライブラリーと近接しており、有機的連携が確保されている。

教員室については、専任教員にはそれぞれ1室が整備されており、非常勤講師にも同様の備品がある共同研究室が配備されており、研究及び教育の実施に必要な設備及び機器が整備されている。

教員が学生と面談することができる施設については、各教員室、共同研究室が整備されており、独立したスペースが確保されている。

このほか、当該法科大学院の修了者で司法試験を受験する者に対して「法務博士研究員」の制度を設け、ローライブラリー、法学部資料室、附属図書館や情報基盤センターが管理する学内のパソコンを利用できるなど、在籍学生とほぼ同じ条件で施設の利用が認められている。

以上の内容を総合し、「第10章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 自習室については、学生総数と同数以上の自習机が固定席として整備され、十分なスペースが確保されており、休祝日関係なく24時間使用できるなど、十分な利用時間が確保されている。
- 自習室においてパソコンを使用した図書・資料・判例の検索が可能となっており、ローライブラリーと近接しているほか、法学部資料室についても近くに位置しているなど、自習室とローライブラリー、法学部資料室との有機的連携が確保されている。

【特色ある点】

- 当該法科大学院の修了者で司法試験を受験する者に対して「法務博士研究員」の制度を設け、ローライブラリー、法学部資料室、附属図書館や情報基盤センターが管理する学内のパソコンを利用できるなど、在籍学生とほぼ同じ条件で施設の利用が認められている。

第11章 自己点検及び評価等

1 評価

第11章のすべての基準を満たしている。

【根拠理由】

11-1-1：重点基準

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、法科大学院の社会的使命を果たすため、自ら点検及び評価（以下「自己点検及び評価」という。）を実施するための適当な体制が整備され、当該法科大学院の教育の理念及び目標の達成状況その他教育活動等の状況について、適切な評価項目が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施され、その結果が当該法科大学院の教育活動等の改善に活用されていること。

当該法科大学院においては、教育水準の維持向上を図り、社会的使命を果たすために自ら点検及び評価を行う組織として「評価委員会」が設置され、評価項目として「教育課程の編成」、「成績評価の状況」、「入学者選抜の状況」、「学生の在籍状況」、「専任教員の教育上の指導能力及び配置の状況」、「修了者の進路及び活動状況」が設定され、それに基づいて自己点検及び評価が実施されている。

自己点検及び評価の結果については、「学務委員会」が作成した改善策の原案について「FD会議」で審議・決定し、決定した改善案を「学務委員会」で実施する体制とされており、当該法科大学院における教育活動等の改善に活用されている。

11-1-2 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

当該法科大学院においては、自己点検及び評価の結果について、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広くかつ高い識見を有する者を含む当該大学の教職員以外の者による検証が行われていないものの、実施に向けた検討が進められている。

11-2-1 法科大学院の教育活動等に関する重要事項、並びに法科大学院における教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果その他法科大学院に関する情報が、ウェブサイトへの掲載や印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に提供されていること。

当該法科大学院においては、教育活動等に関する重要事項について、ウェブサイト、パンフレット等を通じて、毎年度、公表されているほか、教育活動等の状況に関する自己点検及び評価の結果が「年次報告書」としてウェブサイトを通じて公表されている。

教員組織については、教員の担当する専門分野について、教育上又は研究上の業績、理論と実務を架橋する法学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有していることを示す資料が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて公表されている。また、専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動に関する情報についても公表されている。

その他当該法科大学院に関する情報についても、ウェブサイトへの掲載、パンフレット等の印刷物の刊行等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されている。

11-2-2 評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

当該法科大学院においては、評価の基礎となる情報は、「人文社会・教育科学系学務課実務法学研究科学務係」及び「人文社会・教育科学系総務課」において収集され、学務課事務室、総務課事務室、FD資料室及び各教員室において保管されている。

成績評価の基礎となる試験答案の保管については、一元的になされておらず、教員個人が各々の方法で保管するなど組織的な保管体制ができていない。さらに、1授業科目において試験答案が保管されていないものの、試験答案、小テスト答案及びレポートは、その原本又はコピーが5年間、FD資料室又は各教員室に保管されている。

以上の内容を総合し、「第11章のすべての基準を満たしている。」と判断する。

2 指摘事項

【優れた点】

- 専任教員について、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動が、ウェブサイトの「教員紹介」を通じて学内外に開示されている。

【留意すべき点】

- 自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の教職員以外の者による検証を行うようより一層努める必要がある。

【改善すべき点】

- 試験答案の保管が一元的になされておらず、教員個人が各々の方法で保管するなど組織的な保管体制ができていないため、適切な方法で保管する必要がある。
- 1授業科目において試験答案が保管されていないため、評価の基礎となる情報については、すべての授業科目について適切な方法で保管する必要がある。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 法科大学院（研究科・専攻）名
新潟大学大学院実務法学研究科実務法学専攻
- (2) 所在地
新潟県新潟市
- (3) 学生数及び教員数（平成 24 年 5 月 1 日現在）
学生数： 69 名
教員数： 34 名（うち実務家教員 8 名）

2 特徴

【設置の背景】

新潟大学大学院実務法学研究科（以下「本研究科」という。）は、平成 16 年 4 月 1 日に設立された。当時において、わが国の法曹、特に弁護士人口は、その総数において約 2 万人と少なく、しかもその約 60%が東京、大阪といった大都市に集中していた。そのため、新潟県及び隣接各県における弁護士人口は、東京都の 10 分の 1 に満たないという状況であった。また、地方部においても、弁護士の多くは県庁所在市などの中心都市に偏在し、住民が平等且つ十分なリーガルサービスを受けることが困難な状況にあった。しかし、大都市に限らず地方でも「住民の社会生活上の医師」としての法曹、特に弁護士が必要であることは言うまでもない。こうした地方における住民が地域拠点大学としての新潟大学に期待することは、地域住民の信頼と期待に応え得る法曹の養成に他ならない。

そのため、新潟大学は、地域拠点大学として、「地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念として、平成 16 年 4 月 1 日に本研究科を設置した。

本研究科が発足して満 7 年を経過し、法曹人口も 3 万人を超えたが、弁護士の地域的偏在の状況は変わっていない。新潟県及び隣接各県の弁護士人口は、群馬県を除き、対人口比弁護士人口が依然として少ない地域であり（弁護士白書 2011 年版）、地域のリーガルサービスを支える法曹の養成は依然として必要であり、本研究科の

果たすべき役割は変わっていない。

【特徴】

I. 新潟県弁護士会との協力で地域法曹を養成

本研究科は新潟県に設置された唯一の法科大学院として、新潟県弁護士会と強い協力関係で地域法曹を養成している。同弁護士会には法科大学院特別委員会が置かれ、本研究科と毎月定期協議を開催している。リーガルクリニックもその組織的支援を受けている。また、本研究科修了生の多くが新潟県及び隣接各県で弁護士として登録していることも特徴的で（新潟県弁護士会は 27 名）、地域法曹を養成するという役割を着実に果たしている。

II. カリキュラム上の特徴

①段階的学習を重視した学年別必修制

本研究科は、専門的知識の着実かつ効率的な修得を保証するため、法律基本科目及び法律実務基礎科目はすべて履修年次を指定し、当該科目の単位をすべて修得できなければ上級年次に進級できないこととしている。

②臨床的法学教育の重視

本研究科は、臨床法学教育を重視し、リーガルクリニック I（エクスターンシップ型）及びリーガルクリニック II（クリニック型）を選択必修科目として位置づけている。

③基礎法学の重視

基礎法学は、現代法制度を批判的に考察し、柔軟な思考力を養うとともに、総合的・創造的思考力を涵養する上で重要であることから、基礎法学分野の科目を重視し、8 単位を最低必要単位とし、そのうち 3 科目を必修科目としている。

III. 教育方法の特徴

①本研究科は少人数による演習を中心としたカリキュラムを特徴とし、基礎演習、問題発見演習、応用演習及び総合演習とその学習段階に応じた多様な演習科目を開講している。

②法科大学院教育が「理論と実務の架橋」となるべく、「実務家教員」と「研究者教員」の共同を重視し、上記演習の多くは実務家教員と研究者教員の共同担当制を取り入れている。

ii 目的（対象法科大学院から提出された自己評価書から転載）

（1）教育上の理念

21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「**地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る**」法曹を養成するための高度専門教育を行うことを基本理念とする。

（2）教育目的

- ① 専門的資質・能力を有し、豊かな人間性をそなえた法曹の養成
- ② 専門的な法知識を確実に習得するとともに、それを批判的に検討し、新たな規範を発見するための創造的な思考力、事実に即して具体的な紛争解決のために必要な法的分析力及び法的議論の能力等をそなえた法曹の養成
- ③ 先端的な法領域について基本的に理解し、法曹としての責任感や倫理観をそなえた法曹の養成
- ④ 新潟県及び隣接各県における「法の支配」の直接的な担い手となる法曹の養成

（3）養成する法曹

21世紀の司法を支えるのにふさわしい能力・資質をそなえた高度専門職業人としての法曹であって、しかも「**地域住民のニーズに即したリーガルサービスを着実に提供できる、地域住民の信頼と期待に応え得る**」法曹を養成する。

具体的には、主として以下の法曹を養成する。

- ① 地域住民に対する充実した法的サービスの供給に資するために、「地域住民のための社会生活上の一般医」として、消費者問題、離婚・相続問題及び不法行為事件等、多種多様なニーズに応え得る幅広い視野をもった法曹
- ② 地域企業を対象に、経營業務に対する法的アドバイスをを行い、これに伴う訴訟事件を扱う法曹及び地域企業の法務担当者としての法曹
- ③ 地方自治体を対象に、行政訴訟を扱う法曹及び地方自治体の法務担当者としての法曹
- ④ 地域における刑事事件の的確かつ適正・迅速な処理を行い、地域住民に法的サービスを提供する法曹及び検察官としての法曹

iii 自己評価書等

対象法科大学院を置く大学から提出された自己評価書本文及び自己評価書の別添として提出された資料一覧については、機構ウェブサイト（評価事業）に掲載しておりますのでご参照ください。

機構ウェブサイト <http://www.niad.ac.jp/>

自己評価書 http://www.niad.ac.jp/sub_hyouka/ninsyou/hyoukahou201303/houka/no6_2_jiko_niigata_h201303.pdf